

7 日本司法支援センター 秋田地方事務所(法テラス秋田)

日本司法支援センター（法テラス）は、平成18年に国が設立した公的な法人です。身近な法的トラブルを抱えて困っている方、どうやって解決したらいいかわからなくてお悩みの方に対して、トラブル解決に役立つ情報を無料でご案内いたします。

連絡先等	サービス名	サービス内容	条件等
日本司法支援センター 秋田地方事務所 (法テラス秋田)	情報提供 ☎050-3383-5550 ・電話相談 ・面談相談 (予約優先制) ※相談担当は弁護士 ではありませんので、「法的な助言」 はしていません。	法的トラブルに関する法制度や相談・手続き 窓口の紹介 【相談受付時間】 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始休業) 午前9時～午後5時 ◆「法律・法制度はどうなっているの?」 ◆秋田県内の「どこに」「どのような」相談や 手続きをするの? 【相談事例】 ・相続・遺産分割・遺言・成年後見・貸金・借金・ 夫婦・親子・親族関係・隣地関係…等	◆相談料無料 ※電話相談の場合、通話料は ご負担となります。 【利用条件】 ●「個人」「法人」どなたでも ご利用できます。 ●「民事」「刑事」の相談内容 は問いません。
	民事法律扶助 ☎050-3383-5551 ・面談相談 (完全予約制) ※電話による法律相 談は行っておりま せん。	弁護士による無料法律相談 【法律相談開催日時】 ◆月、水、金曜日(祝日、年末年始休業) 各午後1時～午後4時 相談時間30分/人 【事前予約受付時間】 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始休業) 午前9時～午後5時	◆法テラスの定める要件に当 てはまる方のみ対象となり ます。相談料は無料です。 (要件は法テラスのHPで確 認できます。)

8 総務省の行政相談窓口

総務省の行政相談とは

総務省の行政相談は、道路、年金、雇用、社会福祉など、国の仕事の困りごとについて、幅広くご相談を受け付けています。どこに相談したらいいかわからない場合も、お気軽にご相談ください。

ご相談はこちら

★あなたの身近な相談相手、行政相談委員

行政相談委員は総務大臣が委嘱した民間有識者で、ボランティアとして活動しています。秋田市には8名おり、下記の場所などで相談を受け付けています。

日 時	場 所
毎月第2水曜日 13:00～16:00	秋田市市民相談センター
毎月第3木曜日 10:00～12:00	北部市民サービスセンター キタスカ
毎月第3水曜日 10:00～12:00	河辺市民サービスセンター カワベリア

※このほか、雄和地区でも相談日を設けています。詳細等は、きくみみ秋田(電話:018-824-1426)までお問い合わせいただくか、市の広報誌をご確認ください。

★きくみみ秋田(秋田行政監視行政相談センター)

おこまりならまる まるくじょーひゃくとおばん

行政相談専用電話 **0570 - 090110**

※電話、来所は平日8:30～17:15(電話は左記以外の時間帯は留守電対応)



- 1 訪問診療・往診
- 2 訪問歯科診療
- 3 在宅訪問できる相談窓口薬局
- 4 認知症等診療 ネットワーク協力医
- 5 認知症協力 歯科医療機関
- 6 高齢者と障がい者の相談窓口
- 7 日本司法支援センター 秋田地方事務所
- 8 総務省の行税相談窓口
- 9 秋田県高齢者総合相談センター
- 10 シルバー人材